

宅地建物取引士

受験合格対策総合ガイド

2024

通信合格コース



女性を選ぶ資格スクール
No.1



建築のプロがおすすめする建築士講座
No.1



大学生を選ぶ資格スクール
No.1

宅建試験の基礎知識について知ろう

宅地建物 取引士とは？

日本一受験者数が多く、今後も多くの方が受験するであろう人気の高い国家資格です。令和元年には22万人を超える人が受験。業種を超え、多くの企業が求めるエキスパート資格なのです。特に不動産業界では、事務所ごとに5人に1人の割合で有資格者を置くよう法律で義務付けられており、不動産の売買や賃貸の仲介などに不可欠な資格です。

民法、建築基準法、税法など、多様な業界やビジネスシーンで活かせる知識を身につけた者として、宅地建物取引士は常にあらゆる企業に求められているのです。

宅地建物 取引士の メリットとは？

不動産業者の事務所では、専任の宅地建物取引士を、従事者5人に1人以上の割合で置かなければならないと定められているように、不動産取引を行うには、宅建の有資格者の存在が不可欠です。しかも、有資格者が退職し、その数を満たさない場合は、2週間以内に補充しないと業務停止処分になるという厳しい法律があるのです。

「常に企業から求められている」「企業は有資格者を欲している」……つまり、即戦力として働くことができる、それが宅建士のメリットなのです。

宅建試験の 闘い方とは？

試験難易度に関わらず上位約30,000人(上位約15%)に入らなければならない！

平成27年度より「宅地建物取引士」として実施された宅建試験。従来であれば過去問題をベースに徹底的に暗記作業を繰り返すことで独学でも合格するといわれてきましたが、土業として初めて実施された平成27年度宅地建物取引士試験は「試験の質」が大きく変化。予想を超えて難易度が上がり、独学の一般受験者の多くが従来に比べ不合格になる現象が起きました。続く平成28年度宅建試験では難易度が一転して易化。その影響で合格基準点が35点と前年より4点上昇。平成29年度は難易度が上昇したにも関わらず35点と前年と同じ。平成30年度は37点。そして令和元年度は35点、令和2年度10月試験は38点、12月試験は36点と、近年の宅地建物取引士本試験は、難易度が上下し合格基準点も高得点化傾向にあります。しかしながら、難易度や合格基準点は大幅に変化しても合格率と合格者数はほぼ同数の結果が続いています。

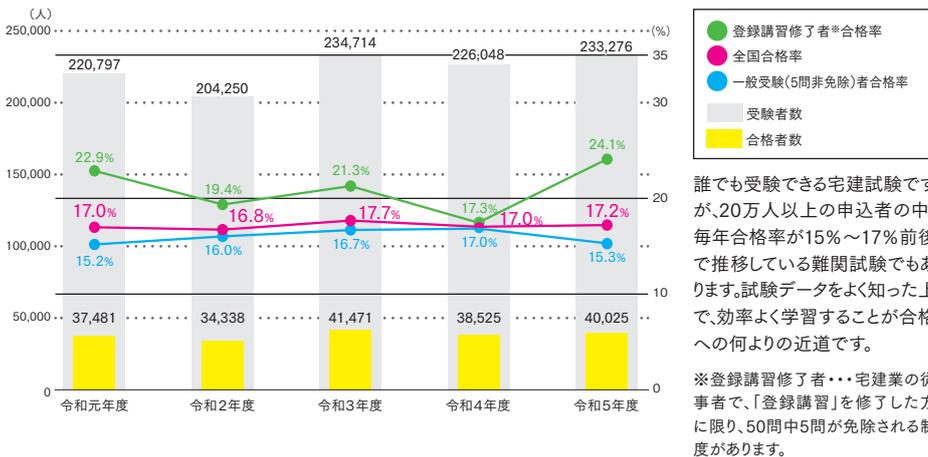
宅地建物取引士 資格試験概要【予定】

受験資格	年齢、性別、学歴等による制限はなく、誰でも受験できます。	受験地	原則として、受験者の現住所の都道府県が受験地となります。
試験形式	4肢択一マークシート方式で、出題は全部で50問です。 ※宅建業の従事者で「登録講習」を修了した方に限り、50問中5問が免除される制度があります。	受験料	8,200円

2024年度の試験日程(予定)



受験者数・合格者数・合格率の推移



合格基準点の推移





☑ 日建学院にはあなたを合格に導く理由があります

出題率の高いテキスト&過去問題集

過去の試験データを徹底分析。

日 建学院では、専門スタッフと講師陣が、過去40年間の受験データを徹底的に分析。すべての問題について、過去問題、応用問題、新規問題のいずれに該当するかなど問題のタイプを分類し検証。また多数の受験者や当学院受講生の正答率をデータ化。量においても、深さにおいても、類を見ない分析力を背景に生まれるテキストは、他では入手できない「合格のための知識が網羅されたテキスト」。日建学院のテキストと過去問題集があれば、他の参考書は不要。ムダな勉強を一切することなく、合格に直結します。

日々の学習で試験問題にも慣れる。

日 建学院のテキストは、初めて宅建試験の勉強をされる方には、少し難しく感じる表現も登場します。それは本試験問題の表現に慣れるため。試験で使われる言葉や表現を使うことで、テキストを読むことが試験に慣れることにも繋がります。

応用問題の解答力が高まる。

本 試験の約8割は、過去問題とその応用問題等で構成されています。宅建士は、応用問題を攻略しない限り合格を勝ち取ることは困難です。日建学院の過去問題集は正解以外の選択肢にも詳しい解説が付いており、各項目の周辺知識が学習できます。だから過去の問題だけではなく、応用問題を解答できる力がぐんぐん伸ばせるのです。

法律の最新動向にも対応。

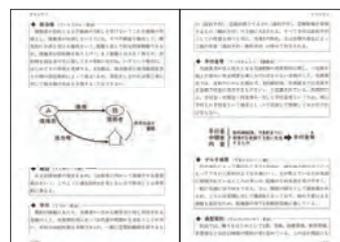
新 規問題が本試験の約2割を占めています。特に民法や税法の分野では、新規の問題が多い傾向にあります。日建学院は、熟練のスタッフたちが業界の最新動向を細かく調べ、毎年テキストに反映。新規問題の対応力もしっかりと育みます。常に、本試験に向けての最適な学習が行えます。



※教材画像は過年度のものになります。

■試験合格に必須! 宅建受験法律用語集

宅建用語の理解が足りないことで応用問題が解けない傾向が顕著になります。日建学院では最新の法律用語を理解しやすい内容にまとめ、教材として提供いたします。



合格者が絶賛! 日建だからできるわかりやすいテキスト

講義ごと巻頭に学習ポイント・試験対策などを説明し、学習に入りやすい工夫がされています。さらに巻末に講義のまとめがあることで、導入から仕上げまで受講者がスムーズに理解できるようまとめられています。

■最近の出題傾向と学習のポイント・試験対策

最近の出題傾向と、学習ポイント・試験対策を掲載。受講者へ学習の方向性をレクチャーし寄り道せず学習できるように構成されています。



■講義のまとめ

講師陣により必要不可欠な部分を抽出し、見やすくまとめています。学習の最後に振り返ることで、更に理解を深めることが可能です。



■随所に工夫を散りばめ受講生にも好評のわかりやすいテキスト

他教育機関では、項目ごとに出题履歴をマーキングしていますが、設問肢まで細かくマーキングしているのは日建学院だけ! ポイントを絞って勉強できることで合格の可能性が高まります!

1. 自己の所有に属しない宅地建物の売買契約締結の制限

(1) 規制の趣旨

民法上は、他人物の売買も有効である。すなわち、売主は当該他人から物件を取得しこれを買主に転ずる義務を負い、売主がこの義務を履行できない場合は、買主は売主に対して担保責任を追及しうる。しかし、担保責任として損害賠償等を請求しても、売主が破産しているような場合は、実際に損害賠償金の支払いを受けることは期待できず、結局は買主の泣き寝入りとなりがねない。

そこで、宅建業法は、業者自ら売主となる宅地建物の売買契約において、他人物売買を原則として禁止した。また、同様の危険性がある未完成物件の取引についても一定の規制をしたのである。

(2) 規制の内容(原則)

宅建業者自ら売主となり、宅建業者でない買主との間で、自己の所有に属しない宅地建物の売買契約(予約を含む)を締結してはならない。

※本規定の「自己の所有に属しない宅地建物」とは次の二つをいう。

- 他人に所有権がある宅地建物(他人物)
- 未完成で所有権の帰属が不明な宅地建物(未完成物件)

(3) 他人物売買が認められる例外

① 宅建業者が、当該他人との間で物件取得の「契約」を締結している場合

A所有の土地

① 売買(予約) (停止条件は不可) → B 宅建業者 → ② 売買 → C 宅建業者でない者

・ ①の売買が「予約」の場合でも、②の売買をすることができる。
 ・ ①の売買(予約)が「停止条件付」である場合、②の売買をすることができない。

※ ①の売買を締結していれば、その移転登記や引渡し及び代金支払い等がなくても、②の売買を締結することができる。
 ※ ①の売買をしなれば、②の売買は、予約であっても禁止される。
 ※ ①の売買を締結していれば、②の売買には条件が付いていても構わない。

(B) 業務上の規制2 (8種類制限)

② 宅建業者を経由せず真の所有者から直接所有権を移転する場合など宅地建物について、宅建業者が買主となる売買契約その他の契約であって当該宅地建物の所有権を当該宅建業者が指定する者等に転ずることを約束するものを締結しているとき

例えば、A B間で、宅建業者Bを経由せず直接AからCへ所有権を移転させる契約を締結したときで、宅建業者Bが所有権の移転を実質的に支配していることが客観的に明らかであるなどの場合は、例外として、B C間で、自己の所有に属しない宅地建物の売買契約を締結することができる。

(4) 未完成物件の売買が認められる例外

宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前の場合で、手付金等の保全措置が講じられているとき

※ 受領する手付金等の額が代金の5%以下、かつ1,000万円以下であれば保全措置を講ずる義務がないため、売買契約の締結をすることができる。

(未完成物件の売買の扱い)

未完成物件 → 建築確認や開発許可を得たか? → NO → 契約は一切不可 (広告も不可)

YES → 売主が業者か買主が消費者か? → NO → 契約をすることができる

YES → 手付金等の額が代金の5%以下、又は1,000万円を超えるか? → NO → 手付金等を受領し、契約をすることができる

YES → 手付金等の保全措置を講じたか? → NO → 契約をすることができない

YES → 契約をすることができる

伊東講師
おススメ!

小野寺講師
おススメ!

■読みやすい2色刷り

各ページに余白を設け、書き込みも容易にできます。

■重要マーク

試験対策上重要な項目を重要マークで表示。

MEMO

■メモ欄も大きく

用語解説と参考事例を掲載。過去の出題年数と頻度も一目でわかります。★★★マークは、本試験に数多く出題されている重要論点です。

■分かりやすく図解

表組みや図解で理解しやすいように表現しています。

■発展マーク

応用的な事項は発展マークで表示。余力が出たら学習して、得点アップにつなげましょう。

オリジナル過去問題集

出題傾向が高い過去問題をまとめた受講者必須の問題集。過去の出題履歴・正答率が掲載されているだけでなく、選択肢一つ一つに詳細な説明がついているため、応用問題への対応力が高められます。

■ **出題履歴、正答率をチェック!**

過去の出題履歴、正答率が分かるため、正答率の高い問題から取り組んでもよし。問題の重要度は★マークで表しています。

保証金制度総合

試験科目: 宅建士 H27-問42改
56.5% 重要度: ★★★★★

【問 60】 営業保証金を供託している宅地建物取引業者Aと宅地建物取引業保証協会(以下この間において「保証協会」という。)の社員である宅地建物取引業者Bに関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 新たに事務所を設営する場合、Aは、主たる事務所の最寄りの供託所に供託すべき営業保証金を、Bは、保証協会に納付すべき弁済業務保証金分担保に、それぞれ金銭又は有価証券をもって充てることができる。
- 2 一部の事務所を廃止した場合において、営業保証金又は弁済業務保証金を取り戻すときは、A、Bはそれぞれ返付を請求する者に対して6か月以内に申し出るべき旨を官報に公告しなければならない。
- 3 AとBが、それぞれ主たる事務所の他に3か所の従たる事務所を有している場合、Aは営業保証金として2,500万円の供託を、Bは弁済業務保証金分担保として150万円の納付をしなければならない。
- 4 宅地建物取引業に関する取引により生じた債権を有する者(宅地建物取引業者に該当する者を除く。)は、Aに對する債権に對してはAが供託した営業保証金についてその額を上限として弁済を受ける権利を有し、Bに對する債権に對してはBが納付した弁済業務保証金分担保についてその額を上限として弁済を受ける権利を有する。

(スバリ解説コード 71245)

解説

- 1 **誤り、営業保証金供託⇒有価証券も可、弁済金納付⇒金銭のみ。**
営業保証金の供託は、現金のみならず一定の有価証券をすることができます。これに対して、弁済業務保証金分担保の納付は金銭のみであり、有価証券をもって充ててはなりません。⇒業法25条、29条、61条の9、施行令7条
- 2 **誤り、一部事務所を廃止⇒弁済業務保証金は公告不要。**
一部の事務所を廃止した場合、営業保証金を取り戻すときは、原則として宅地業者が返付を請求する権利を有する者に対し、6月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告しなければならない。これに対して、弁済業務保証金を取り戻すときは、そもそも公告は不要です。⇒業法25条、29条、61条の9、施行令7条
- 3 **正しい、営業保証金2,500万円、弁済業務保証金弁担保150万円。**
供託すべき営業保証金の額は、主たる事務所につき1,000万円、その他の事務所につき事務所ごとに500万円の割合による金額の合計額です。本肢では、1,000万円+500万円×3=2,500万円となります。これに対して、弁済業務保証金分担保の額は、主たる事務所につき60万円、その他の事務所につき事務所ごとに30万円の割合による金額の合計額です。本肢では、60万円+30万円×3=150万円となります。したがって、本肢は、いずれも正しい金額です。⇒25条、61条の9、施行令7条の4、7条

1 **誤り、弁済業務保証金の交付限度額は、営業保証金と同額。**
宅地業者と宅建業者間取引をした者(宅建業者に該当する者を除く。)は、その取引により生じた債権に對し、宅地業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有します。これに対して、保証協会の社員と宅建業者に對し、取引をした者(宅建業者に該当する者を除く。)は、その取引により生じた債権に對し、当該社員が社員でないとしたならばその者が供託すべき営業保証金の額に相当する額の範囲内において、当該保証協会が供託した弁済業務保証金について、弁済を受ける権利を有します。弁担保の範囲内ではありません。⇒業法27条、61条の9

《保証金制度のまとめ》

1. 営業保証金と保証協会の比較

	営業保証金	弁済業務保証金分担保	弁済業務保証金
供託物	本店 1,000万円 支店 500万円 有価証券も可	本店 50万円 支店 30万円 有価証券は不可	分担保と同額 有価証券も可
納付・供託	業者が本店および供託所へ一括して供託	業者が、保証協会へ納付	保証協会が、供託所へ供託
納付・供託	供託し、免許権者に届け出ないことを義務としない	届出もしようとする日までに納付	分担保納付を受けた日から1週間以内に供託
事務所の増設時	供託し、届け出ないとその事務所での業務を開始できない(事前供託・届出)	増設の日から2週間以内に納付(事後納付)	納付を受けた日から1週間以内に供託
廃止等	免許権者は、免許の日から3か月以内に供託届がないと警告し、警告到達日から1か月以内に届出がないときは、免許を取り消すことができる	事務所増設の日から1週間以内に納付しないと社員資格を失う(その場合、1週間以内に営業保証金を供託しなければならない)	
返付対象	宅建業に對する取引をしたことにより生じた債権 ⇒広告費料・内装工事代金等		営業保証金と同じ。なお、社員が社員資格を失ったことによる債権も含む
返付額	供託している営業保証金の額の範囲内		営業保証金の場合と同額
返付手続	直接供託所に供託物私法請求書を出発する		保証協会の保証を受けて、供託所から返付を受ける
不足額の返出	免許権者の通知から1週間以内に届出なし、さらに2週間以内に供託した旨を届け出る	保証協会の通知から2週間以内に供託し、さらに2週間以内に供託した旨を届け出る	国土交通大臣の通知から7週間以内に供託し、免許権者にその旨の届出をする。
取戻し手続	① 免許失効時 ② 事務所の一部を廃止 ③ 本肢告知で供託所が変更(保管替えを除く) ④ 協会の社員となった	保証協会が取り戻し、社員に返還する	① 社員が地位を失った ② 社員が職務の一部を廃止した
取戻し手続・返還手続	⑤ ⑥及び10年経過時は公告不要(他は宅建業者による6か月以上の期間を定めた公告が必要)		①は公告不要(①は保証協会の公告が必要)

■ **重要ポイント** 解説の重要ポイントを赤色で簡潔に紹介。

■ **セルフチェック** セルフチェック欄を活用し、苦手な問題を克服。

■ **まとめページで要点確認** 要点のまとめページで、重要事項をしっかりチェック。

赤シート

いつでもポイントを消して知識が確認できる赤シートを用意

3 都市計画法に規定する市街化調整区域内において、建物の敷地に供せられる土地は宅地である。

4 都市計画法に規定する準工業地域内において、建築資材置場の用に供せられている土地は宅地である。

(スバリ解説コード 71445)

解説

- 1 宅地とは、建物の敷地に供せられる土地をいい、用途地域内のその他の土地で、道路、公園、河川、広場、水路の用に供せられているもの以外のものを含まず、したがって、道路、公園、河川等の公共施設の用に供せられている土地は、宅地には該当しません。⇒業法2条、施行令1条
- 2 宅地に該当する「建物の敷地に供せられる土地」とは、現に建物の敷地に供せられている土地に限らず、広く建物の敷地に供する目的で取引の対象とされた土地をいい、その地目、現況のいかんを問いません。⇒宅建業法の解釈・運用の考え方
- 3 建物の敷地に供せられる土地は、宅地に該当します。市街化調整区域内であっても同様です。⇒業法2条
- 4 用途地域内の土地は、原則として、宅地に該当します。したがって、準工業地域は用途地域ですから、その地域内の土地は、道路、公園、河川、広場、水路の用に供する施設の用に供せられているもの以外であれば、その用途に関係なく、宅地に該当します。⇒2条



“読む問題集”テキストとしての活用も!

日建学院の問題集はあえて問題と解説を同じページに配置。1周目のまだ問題が解けない時期は、問題を見たらすぐに解説を読んで知識をインプット。問題が解けるようになってきたら、赤シートで解答を隠して問題集として利用。テキストを持ち歩くことなく、問題集をテキストとして活用することもできます。

通信合格コース

通信

教育訓練
給付制度

自宅で合格を目指す人のために、
日建学院のノウハウを学べる
通信合格コース。

通学する時間を確保することが難しい方のために、日建学院が練り上げた
カリキュラムと教材で学べる通信合格コースをご用意しています。

宅建 通信合格コース

学費 **38,000円**
(税込・教材費込41,800円)

※ズバリ解説付は+30,000円

宅建 通信合格ユースコース

学費 **30,000円**
(税込・教材費込33,000円)

通信合格コース
で合格!
3つのポイント!

- POINT ① 合格への学習カリキュラム
- POINT ② 充実した教材セット
- POINT ③ 本試験シミュレーション
「全国統一公開模擬試験」

宅建試験合格のための方法を知り尽くした日建学院の
学習カリキュラムを用意しています。

日建学院オリジナルの教材セットは、テキストや問題集は
もちろん、DVDや演習問題などの副教材も充実。

試験の雰囲気・出題形式・時間配分を確認し当日に備え
ます。

充実した教材セットで合格力アップ! 学習の理解をさらに深めます!

学習する主な内容

■権利関係 ■宅建業法 ■法令上の制限 ■税・その他

使用教材

- 受験対策テキスト4冊
- 改正入門民法テキスト
- 宅建受験法律用語集
- 項目別過去問題集4冊
- 演習問題6回
- 模擬試験2回
- 質問券
- 合格ポイントDVD
- 学習ガイドブック
- 宅建出るとこポイント超整理
- 公開模擬試験

※教材は2月中旬以降の発送となります。(受験対策テキストⅣ、項目別過去問題集、模擬試験、宅建出るとこポイント超整理は5月中旬以降の発送)
※公開模擬試験は10月上旬にWeb実施、教育訓練給付金利用予定者はスクーリング(通学)での実施となります。



試験合格に必須! 宅建受験法律用語集

宅建用語の理解が足りないことで
応用問題が解けない傾向が顕著に
なります。日建学院では最新の法律
用語を理解しやすい内容にまとめ、
教材として提供いたします。



※教材画像は過年度のものになります。

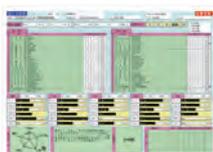
公開模擬試験

10月6日(日)

試験直前の総仕上げ!

全国規模で実施するため、自分の実力が把握できます。
詳細な個人分析表を使用し、試験までに弱点を解消。
あなたを合格へ導きます。

公開模擬試験
(2時間)
+
解説(1時間)



※Web実施となります。教育訓練給付金利用予定者は全国各校での教室実施。

オプション

ズバリ解説(4月中旬~)

学費 **30,000円** (税込33,000円)

Web

「ズバリ解説」は、問題集のすべての問題の解答解
説をパソコンやスマートフォン、タブレットで、いつ
でもどこでも視聴でき、問題集をしっかりと理解す
る効率を飛躍的に高めます。

詳細は P.12

※一部の携帯端末では受講
できない場合がございます。



※配信日程・カリキュラム等は試験分析により、多少変更になる場合がありますので予めご了承ください。詳細は、最寄りの日建学院にお尋ねください。

疑問があればその場で解決!合格者の必携ツール「ズバリ解説」

一人ひとり違う苦手分野をその場で検索し瞬時に理解する『ズバリ解説』は、限られた学習時間を有効に使うことのできる個別学習システムです。問題集にある番号を入力するだけで解答肢までしっかり解説する映像講義が自動的にスタートします。疑問があればその場で解決!『ズバリ解説』は、初学者から経験者まで対応したツールです。

STEP 1 問題集を解く

テキストを熟読したら、理解度確認のため、該当箇所の問題を解きます。

POINT 問題集を解く上で大切なことは、正解することだけではありません。できてできなくても実施することが大切です。



STEP 2 ズバリ解説にアクセス

パソコン、スマートフォンなどで、「ズバリ解説」にアクセスします。

POINT 選択肢すべてを正しく理解できていないと本試験での得点に結びつきません。「ズバリ解説」を有効に活用し、合格に向かって前進しましょう。



STEP 3 「ズバリ解説コード」を入力

問題集の解答解説の右上にある「ズバリ解説コード」を入力します。

POINT 「ズバリ解説コード」を入力することで、指定の問題をピンポイントで検索します。



STEP 4 ズバリ解説を視聴する

ズバリ解説で解説講義を視聴し、理解を深めましょう。

POINT 問題をズバリ!瞬時に!詳しく解説する講義を目で見て耳で聴くことで、理解が進みます。解説講義の映像や画像と一緒に、理解するまで、何度も視聴しましょう。



●法改正等で、解答や解説が出版当時と変わる問題については、随時対応を行っています。 ●対応中の問題は、対応が完了するまで視聴できません。

実際に問題を解いてズバリ解説を視聴してみよう!

媒介契約の規制

重要度：A 本試験の出題：平成26年度 問32

宅地建物取引業者Aは、BからB所有の宅地の売却について媒介の依頼を受けた。この場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）の規定によれば、誤っているものはいくつあるか。

ア AがBとの間で専任媒介契約を締結し、Bから「売却を秘密にしておきたいので指定流通機構への登録をしないほしい」旨の申出があった場合、Aは、そのことを理由に登録をしなかったとしても法に違反しない。

イ AがBとの間で媒介契約を締結した場合、Aは、Bに対して遅滞なく法第34条の2第1項の規定に基づく書面を交付しなければならないが、Bが宅地建物取引業者であるときは、当該書面の交付を省略することができる。

ウ AがBとの間で有効期間を3月とする専任媒介契約を締結した場合、期間満了前にBから当該契約の更新をしない旨の申出がない限り、当該期間は自動的に更新される。

エ AがBとの間で一般媒介契約（専任媒介契約でない媒介契約）を締結し、当該媒介契約において、重ねて依頼する他の宅地建物取引業者を明示する義務がある場合、Aは、Bが明示していない他の宅地建物取引業者の媒介又は代理によって売買の契約を成立させたときの措置を法第34条の2第1項の規定に基づく書面に記載しなければならない。

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 四つ

問題を解いた後は
ズバリ解説で
スッキリ解説!!

右記のQRコードにアクセスして
ズバリ解説を視聴→



「ズバリ解説講義」は、
いつでも、どこでも、何度でも
受講できます。



日建学院のズバリ解説はパソコンだけでなくスマートフォンやタブレットでも受講できます。仕事の休憩時間や通勤時間など、問題集さえあればいつでも受講OK。重要事項を効率的に習得できるから、合格へ効果的に近づけます。

※一部の携帯端末では受講できない場合がございます。お申込みの際には必ず動作環境をご確認ください。

日建学院 本校教室一覧

北海道・東北地区

札幌 ☎ 011-251-6010
苫小牧 ☎ 011-251-6010
旭川 ☎ 0166-22-0201
青森 ☎ 017-774-5001
弘前 ☎ 0172-29-2561
八戸 ☎ 0178-70-7500
盛岡 ☎ 019-659-3900
水沢 ☎ 0197-22-4551
仙台 ☎ 022-267-5001
秋田 ☎ 018-801-7070
山形 ☎ 023-622-5100
酒田 ☎ 0234-26-3351
郡山 ☎ 024-941-1111

関東地区

水戸 ☎ 029-305-5433
つくば ☎ 029-863-5015
宇都宮 ☎ 028-637-5001
小山 ☎ 0285-31-4331
群馬 ☎ 027-330-2611
太田 ☎ 0276-58-2570
大宮 ☎ 048-648-5555
川口 ☎ 048-499-5001
川越 ☎ 049-243-3611
所沢 ☎ 04-2991-3759
朝霞 ☎ 048-470-5501
南越谷 ☎ 048-986-2700
熊谷 ☎ 048-525-1806
千葉 ☎ 043-244-0121
船橋 ☎ 047-422-7501
成田 ☎ 0476-22-8011
木更津 ☎ 0438-80-7766
柏 ☎ 04-7165-1929
新松戸 ☎ 047-348-6111
浦安 ☎ 047-397-6780
池袋 ☎ 03-3971-1101
新宿 ☎ 03-6894-5800
上野 ☎ 03-5818-0731
新橋 ☎ 03-6858-4650
吉祥寺 ☎ 0422-28-5001
立川 ☎ 042-527-3291
八王子 ☎ 042-628-7101

北千住 ☎ 03-6850-0120
町田 ☎ 042-728-6411
武蔵小杉 ☎ 044-733-2323
横浜 ☎ 045-440-1250
厚木 ☎ 046-224-5001
藤沢 ☎ 0466-29-6470
山梨 ☎ 055-263-5100
長野 ☎ 026-244-4333
松本 ☎ 0263-41-0044

東海地区

静岡 ☎ 054-654-5091
浜松 ☎ 053-546-1077
沼津 ☎ 055-954-3100
富士 ☎ 0545-66-0951
名古屋 ☎ 052-856-0631
北愛知 ☎ 0568-75-2789
岡崎 ☎ 0564-28-3811
豊橋 ☎ 0532-57-5113
岐阜 ☎ 058-216-5300
四日市 ☎ 059-349-0005
津 ☎ 059-291-6030

近畿地区

京都 ☎ 075-221-5911
福知山 ☎ 0773-23-9121
滋賀 ☎ 077-561-4351
梅田 ☎ 06-6377-1055
なんば ☎ 06-4708-0445
枚方 ☎ 072-843-1250
堺 ☎ 072-228-6728
岸和田 ☎ 072-436-1510
橿原 ☎ 0744-28-5600
奈良 ☎ 0742-34-8771
神戸 ☎ 078-230-8331
姫路 ☎ 079-281-5001
和歌山 ☎ 073-473-5551
田辺 ☎ 0739-22-6665

四国地区

松山 ☎ 089-924-6777
西条 ☎ 0897-55-6770
高松 ☎ 087-869-4661
高知 ☎ 088-821-6165
徳島 ☎ 088-622-5110

長崎 ☎ 095-820-5100
佐世保 ☎ 0956-88-2060
大分 ☎ 097-546-0521
中津 ☎ 0979-25-0002
熊本 ☎ 096-241-8880
宮崎 ☎ 0985-50-0034
延岡 ☎ 0982-34-7183
都城 ☎ 0986-88-4001
鹿児島 ☎ 099-808-2500
沖縄 ☎ 098-861-6006
うるま ☎ 098-916-7430
名護 ☎ 0980-50-9115

※2023年01月29日現在

九州地区

北九州 ☎ 093-512-7100
天神 ☎ 092-762-3170
博多 ☎ 092-233-1156
久留米 ☎ 0942-33-9164
大牟田教室 ☎ 0944-32-8915
佐賀 ☎ 0952-31-5001

北陸地区

新潟 ☎ 025-245-5001
長岡 ☎ 0258-25-8001
上越 ☎ 025-525-4885
富山 ☎ 076-433-2002
金沢 ☎ 076-280-6001
KIT前教室 ☎ 076-293-0821
福井 ☎ 0776-21-5001

中国地区

岡山 ☎ 086-223-8860
倉敷 ☎ 086-435-0150
福山 ☎ 084-926-0570
広島 ☎ 082-223-2751
岩国 ☎ 0827-22-3740
山口 ☎ 083-972-5001
徳山 ☎ 0834-31-4339
松江 ☎ 0852-27-3618
鳥取 ☎ 0857-27-1987
米子 ☎ 0859-33-7519

日建学院 認定校

日建学院 認定校

日建学院 公認
スクール

日建学院 公認スクール

受講者の生活スタイルは様々です。できることならば通学時間は短いほうがいい。そんな思いで「日建学院認定校」と「日建学院公認スクール」を全国に開校しています。「日建学院認定校」では建築士と土木施工管理技士を中心に運営、「日建学院公認スクール」でも多くの講座を運営しています。提供される講座は、本校と同じカリキュラム、同じ教材でクオリティの高い授業が提供されます。日建学院ホームページの全国学校案内からあなたの近くの日建学院をお探し下さい。

講座一覧

※認定校及び公認スクールでは取扱講座が異なりますので詳しくは最寄り校へご確認下さい。

建築関連講座

1級建築士学科・設計製図
2級建築士学科・設計製図
インテリアコーディネーター(一次・二次試験)
建築設備士
構造設計1級建築士

不動産関連講座

宅地建物取引士
賃貸不動産経営管理士
管理業務主任者
土地家屋調査士
測量士補

建設関連講座

1級建築施工管理技士
2級建築施工管理技士
1級土木施工管理技士
2級土木施工管理技士
1級管工事施工管理技士
2級管工事施工管理技士
1級造園施工管理技士
2級造園施工管理技士
給水装置工事主任技術者
第三種電気主任技術者試験過去問題
1級エクステリアプランナー
2級エクステリアプランナー
コンクリート主任技士
コンクリート技士
CPDS認定

税務・ビジネス・介護・福祉関連講座

2級ファイナンシャルプランナー(AFP)
3級ファイナンシャルプランナー
日商簿記2級
日商簿記3級
秘書検定3級・2級・準1級筆記試験対策Web
2級建設業経理士Web
福祉住環境コーディネーター2級
介護福祉士

実務関連講座

構造計算関連

就職・スキルアップ関連講座

JW-CAD
Auto-CAD
DRA-CAD
建築CAD検定試験2級試験対策Web
建築CAD検定試験3級試験対策Web
初心者のためのOffice入門Web
SPI試験対策
中国語能力初級/中級

職業訓練

介護職員初任者研修
介護福祉士実務者研修 通学

法定講習一覧

(株)日建学院 実施

- 建築士定期講習
- 監理技術者講習
- 宅建登録講習
- 評価員講習会
- 宅建実務講習
- 第一種電気工事士定期講習

日建学院のホームページ
はこちらから▶



担当者コード

最寄り校

日建学院 建築資料研究社

お問合せ・資料請求・試験情報

日建学院 コールセンター



0120-243-229

株式会社建築資料研究社 東京都豊島区池袋2-50-1 受付/AM10:00~PM5:00(土・日・祝日は除きます)